

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成16年4月23日（告示978） 一部改正

動製剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの3.5.2、3.5.4及び3.5.5に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

ワクチンの部のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリザ（A・C型）液状混合（アジュバント加）不活化ワクチンの項を次のように改める。